

（運転者席）

第18条の2 平成30年10月31日以前に製作された自動車（平成28年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成28年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第27条第1号、第105条第1項第2号及び第183条第1項第2号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示第27条第1号、第105条第1項第2号及び第183条第1項第2号の規定に適合するものであればよい。